

令和6年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト 開催業務委託事業者 審査基準

1 審査を行う者

- (1) 審査を行う者は、令和6年度消費者被害防止のための動画等作品コンテスト開催業務委託事業者選定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条に定める委員とする。
- (2) 採点集計は、設置要綱第5条に定める委員会の庶務が行う。

2 審査手順

- (1) 委員は、仕様書を基準に、提案者からの提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング内容により、総合的に審査する。
- (2) 委員は、審査票に審査結果を記載し、庶務に提出する。
- (3) 庶務は、上記(2)の結果を集計し、合計点により順位をつけ、委員長承認を受ける。
- (4) 1位の提案者を委託候補者として選定する。ただし、同点の場合には見積額を審査対象とし、低額の者を1位とする。さらに、同額の場合にはくじ引きにより選定する。
- (5) 審査終了後、委託候補者が決まり次第、委員にその結果を通知する。

3 審査項目及び配点等

(1) 審査項目及び配点

審査項目	配点
1 作品の募集 作品の募集について、目的を捉え、多くの応募作品が期待できる内容となっているか。	40
<ul style="list-style-type: none">・ 応募要項について、分かりやすい内容となっているか。・ チラシ及びポスターについて、関心を引く内容となっているか。・ 特設WEBサイトについて、関心を引く内容となっているか。・ WEB広告について、効果的な周知となるよう、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した提案となっているか。・ 募集の周知に投入する配信量（媒体実費）は十分なものか・ 紙面等による募集周知について、周知内容、使用媒体、数量及び期間等は募集効果が見込めるものとなっているか。・ 事務局について、コンテスト全体を円滑に実施できる内容となっているか。・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。	
2 応募作品の審査会 審査会について、目的を捉えた内容となっているか。	15
<ul style="list-style-type: none">・ 審査会の企画について、コンテストへの関心を高める工夫がされているか。・ 審査員等について、啓発に用いられる受賞作品を選定するのにふさわしい内容となっているか。・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。	

審査項目	配点
<p>3 受賞作品を用いた啓発 受賞作品を用いた啓発について、目的を捉え、効果的な啓発ができる内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加するPR画面について、内容を分かりやすくし、視聴を促す内容となっているか。(動画作品) ・ 特設WEBサイトやWEB広告について、効果的な啓発となるよう、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した提案となっているか。(動画作品・イラスト作品) ・ 受賞作品を用いた啓発に投入する配信量(媒体実費)は十分なものか。(動画作品) ・ 啓発グッズ等の製作について、種類、デザイン及び数量等は、効果的な啓発ができる内容となっているか。(動画作品・イラスト作品) ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	25
<p>4 消費者教育の機会の提供 コンテスト参加者が消費者教育の機会を得る効果的な手段、内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止への関心を高め、主体的に学ぶための仕組みがあるか。 ・ 参加者にとって魅力的な内容となっているか。 ・ その他、企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 	15
<p>5 見積書 見積書の内容は妥当であるか。</p>	5
<p>6 提案事業の遂行能力 事業実施の体制が十分かつ信頼性が高いか、また見積額の妥当性があるか。</p>	適正・不適正
合計	100

(2) 審査項目1～5は、以下の基準により5段階で評価する。

5：大幅に優れている 4：やや優れている 3：ほぼ同等である
2：やや劣っている 1：大幅に劣っている

(3) 審査項目6は、「適正」又は「不適正」で評価する。

(4) 以下の場合、委託候補者として選定しない。

- ・ 審査項目1～3について、提案がされていない場合
- ・ 審査項目1～3及び5について、1つでも「1」と評価された場合
- ・ 審査項目6について、「不適正」と評価された場合